

[申告書記載例] (太枠の中の該当する箇所に記入してください。)

住宅借入金等特別税額控除申告書の書き方
【年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用】

平成21年度分 市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書
(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)

受付日付印 (あて先)太田市長 平成 年 月 日提出	現住所 1月1日現在の住所 住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地	太田市浜町2番7号 同上 オオタ タロウ	郵便番号 〒 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 生年月日 明・大 昭平 47. 11. 19
----------------------------------	--	----------------------------	--

第五十五号の三様式(市提出用)

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限られます。】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入 平成15年11月10日
	増改築等 平成 年 月 日

2 市民税・県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額(平成19年以降の居住年に係る額を除く)		①	200,000
平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額(注2)	前年分の給与所得控除後の給与等の金額	②	3,389,600
	前年分の所得控除の額の合計額	③	2,470,000
	前年分の所得税の課税総所得金額(②-③)	④	919,000
	④に対する所得税相当額	⑤	91,900
	前年分の所得税額(税額控除前)	⑥	45,950
控除額の計算	①と⑤のいずれか少ない方の金額	⑦	91,900
	市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(⑦-⑥)	⑧	45,950
	市民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑧×3/5)	⑨	27,570
	県民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑧×2/5)	⑩	18,380

※印は市役所入力欄です。
(注1) 2以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合は新築又は購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以降に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

(注2) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に課すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額に相当する額をいいます。

整理欄

注意 この申告書の記載に当たっては、別添の記載例を参照してください。

平成20年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 太田市浜町2番7号	氏名 オオタ タロウ 太田 太郎						
種別 給与・賞与	支払金額 4,912,000	給与所得控除後の金額 ⑥ 3,389,600	所得控除の額の合計額 ③ 2,470,000	源泉徴収税額 ④ 0			
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有無	老人	特定	その他	550,000	100,000	50,000	⑤ 45,950
摘要)住宅借入金等特別控除可能額		① 200,000	円	国民年金保険料等の金額	円	配偶者の合計所得	0
				個人年金保険料の金額	130,000	旧長期損害保険料の金額	0
居住開始年月日(注1)	平成15年11月10日	受給者生年月日	明大昭平	年	月	日	47 11 19
住所(居所)又は所在地	群馬県太田市浜町2番35号			支払者	オオタ商事 株式会社 (電話) 0276-47-1234		

年末調整済の給与収入のみで、確定申告をされない方は、④が0(ゼロ)円でない場合は、この制度の対象となりません!

記載方法等

- 住宅借入金等特別税額控除申告書(以下「申告書」という。)の記載にあたり必要となる書類。
 - 平成20年分 給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)
※ 総務省から連絡があり申告書様式の変更がありました。これにより住宅借入金等の年末残高合計額の記載欄がなくなったため、年末残高証明書の添付は必要ありません。
- 記載方法(※左の申告書記載例を参照してください。)
 (1) 申告書の「居住開始年月日」欄に居住を開始した年月日を記載します。記載例は、住宅を新築し平成15年11月10日に居住を開始した場合。
 (2) 「①」に源泉徴収票の「①」の金額を転記します。
 (3) 「②」に源泉徴収票の「⑥」の金額を転記します。
 (4) 「③」に源泉徴収票の「③」の金額を転記します。
 (5) 「④」に「②」の金額から「③」の金額を差し引いた金額(千円未満の端数を切り捨て)を記入します。記載例では 3,389,600円-2,470,000円=919,600円 ⇒ 919,000円
 (6) 「⑤」に「④」の金額を基にして、次の【税額表】の区分に応じた計算式を当てはめて算出した金額を記入します。

【税額表】※税源移譲前の税率表

④の金額	計算式(⑤の金額)
1,000円 ~ 3,299,000円	④×0.1
3,300,000円 ~ 8,999,000円	④×0.2 - 330,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	④×0.3 - 1,230,000円
18,000,000円 ~	④×0.37 - 2,490,000円

上記【税額表】により算出された金額が申告書の「⑤」となります。記載例では④の金額が919,000円であるため、919,000円×0.1=91,900円

- 「⑥」に源泉徴収票の「⑤」の金額を転記します。
- 「⑦」に「①」と「⑤」のいずれか小さい方の金額を転記します。記載例では①200,000円>⑤91,900円であるため91,900円
- 「⑧」に「⑦」の金額から「⑥」の金額を差し引いた金額を記入します。
※ 申告書の「⑧」の金額がゼロまたは、マイナスの場合は控除対象になりません。記載例では 91,900円-45,950円=45,950円
- 「⑨」に「⑧」の金額に0.6を乗じた金額を記入します。記載例では 45,950円×0.6=27,570円
- 「⑩」に「⑧」の金額に0.4を乗じた金額を記入します。記載例では 45,950円×0.4=18,380円
※ 申告書は3枚複写となり、3枚目は申告された方の控えとなりますので、記入後に取り外して保管してください。